

## 会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	自治基本条例（案）の地域説明会
日 時	平成20年11月5日(水) 午後7時00分～午後9時00分
場 所	保健福祉総合センターかみん2階研修室
出席者	町民16名、議会議員8名(説明者：村上議員、米澤議員、出席：中村議員、岩田議員、岩崎議員、佐川議員、長谷川議員、西村議員) 町民生活課長、町民生活自治推進班：北越主幹、谷口主査 合計27名
内 容	<p>1 開会 町民生活課長の司会により進行。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民生活課長から自治基本条例の取組みの概要を説明。</li> <li>・村上議会運営委員長から挨拶を行う。</li> <li>・町民生活課長から日程を説明。</li> </ul> <p>2 自治基本条例（案）の説明（19時10分～20時30分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治推進班主幹から説明。</li> <li>・村上議員から第4章議会の条項について説明。</li> </ul> <p>3 質疑・意見交換（20時30分～21時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条文には町民の言葉が少なく、町の表現が多い。町は住民がつくるものと思うが、主役は町民なのか行政なのかが分かりづらい。</li> </ul> <p>町民生活課長： 基本理念に示しているとおりにまちづくりの主役は町民であることを書いている。住民の求めるまちづくりを具現化するのが町長と議会であり、それぞれの役割と責務について条例の中に書いている。町民は、行政などの情報に関心を持っていただくことで、行政の考えていることや進めていることを知り、そのことに対して意見を出していただくことがまちづくりにつながっていくと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民が役場に対して意見や要望をしても、どここの課へ行け、あそこに行けと振り回される。縦割りでなく横のつながりが必要。このような状態では意見を出したいと思わない。このような点から見直すべきと思う。</li> </ul> <p>町民生活課長： ご指摘のとおり行政組織の縦割りなど反省し対応していきたい。条例には行政サービスの提供について、組織内の横断的な調整を図り行政サービスの提供に努めると書いている。縦割りによるたらいまわしが無いよう横の連携を取る方策を講じ進めていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災には大小があり、具体的な取組みを示さないと住民会が戸惑うと思う。役場は大規模な災害を想定して自主防災組織を作りなさいといっていると思うが、この点があきりしていないと思う。住民会では自主防災組織の取組みとして、防火の活動をしているが指導が必要と思う。</li> </ul>

町民生活課長： 34条では大規模な災害を想定し自主防災組織の活動について書いている。災害においては自助と共助が大切で、地域の力を結集する組織作りを示している。生命・財産を守る活動として、自主的に行う他、地域が協力していくことの心構えとして書いている。

- ・議会の役割と責任について、10条の内容はこれまでも行ってきたことではないか。監視機関の役割について、横のつながりも無いような行政をしっかりと監視できるのかどうか。特に教育委員会は独立しており監視が必要。部活動の予算について意見したところ、関係ないような返答であったが、部活動も教育の一環と思う。社会教育総合センターに教育委員会の表示看板が無く、建物に何か入っているのか分からないため、看板を設置してはどうかと意見したが、予算がないからできないとの返答であった。セントラルプラザのマークがみすぼらしいため意見したところ改善に3年かかった。しっかりできていない面もあり、教育委員会のあり方について監視してほしい。

村上議員： 議会の活動に関して、当たり前のことを書いており、議会の役割について明らかにしていくことで議員個々の意識を高めていきたい。議会の監視活動として、行政の事務についてしっかり行っていきたい。

- ・条例には「努めます」の表現が多く、町民の活動に期待することからは、町民への強制力や拘束力などの強い表現を取り入れる考えは無いか。

町民生活課長： 「努めます」の言葉は町民の責務に関する箇所を用いており、行政に関する箇所は「します」の言葉を用いている。それぞれの責任に応じた表現を使っており、参画にも色々な参加があり、参加したことしないことで町民に優劣はなく、町民に強く責務を課すような表現は難しいと考える。期待するものとして、これまであるルールも含めてまちづくりにおける普遍的なルールとして町を挙げて条例をつくり、まちづくりを実現していく狙いがある。

- ・条例が出来上がった場合に、今回配布された資料は全戸に配布するのか。

町民生活課長： 町内会に回覧してきたところであるが、ページ数も多いことから、ダイジェスト版を作成し配布したいと思う。

- ・今回配布された資料はホームページで閲覧することができるのか。

町民生活課長： 見ることができます。

- ・職員の責務が書かれているが、できない場合の罰則などはあるのか。仮にできなかった場合はどうなるのか。

町民生活課長： 条例に書いてあることができない場合は条例違反となるが、この条例には罰則規定は設けていない。職員の処分に関しては別に規定を設けている。職員には6時間をかけて研修を実施してきているが、今後も研修を続け、この条例を遵守した仕事を進めていきたい。

- ・意見を出した場合はどのように取り扱われるのか。

町民生活課長： 町民ポストは9箇所に設置しているほか、メールなどでも受付している。提出された意見は町民生活課に集約し、関係課の回答を受けて、提出された本人に示す他、広報でも紹介している。意見等については、課長会議

	<p>を通じて職員間で情報を共有している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・匿名の意見はどのように処理されるのか。</li></ul> <p>町民生活課長： 匿名の場合は返送できないので、全てではないが重要な意見については広報誌に掲載することで、間接的に町の考え方を知っていただいている。</p> <p>4 閉会 (21時00分)</p>
--	--